平成２２年（フ）第７２８号
茨城県水戸市堀町1197番地の３
債務者　佐藤　辰則
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号
茨城県日立市川尻町５丁目35番16―301号
債務者　吉原さおり
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５６９号
金沢市乙丸町甲205番地　ライフインハタ305号室、従前の住所金沢市割出町347番地３
債務者　平田　正喜
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７７号
金沢市駅西本町１丁目15番11号　ロイヤルシティ305号室、従前の住所金沢市泉が丘２丁目11番40号
債務者　宮内　　昭
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７８号
金沢市若草町28番20号　市営住宅105号、従前の住所金沢市泉が丘２丁目11番40号
債務者　東　まり子（旧姓宮内）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８５号
石川県河北郡内灘町字緑台２丁目202番地19、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目339番地
債務者　佐藤　敏子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
金沢市馬替３丁目24番地６
債務者　山下マキ子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９５号
金沢市南森本町ホ30番地１　Ｌｉｂｅｒｔｅ２Ｂ号室、従前の住所大分市明野北５丁目１番52―407号、従前々の住所大阪市淀川区新高４丁目１番45号
債務者　田淵　充子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
名古屋市緑区神沢３丁目2001番地の１　バローネ神沢202号
債務者　初塩佳世子（旧姓橋田）
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５０号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘４棟409号
債務者　熨斗はる子
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５７号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番１―103号　サンコート砂田橋
債務者　高橋　　隆
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１３号
愛知県知多市八幡新町１丁目14番地の19　アムールⅠ102
債務者　田丸　竜一
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４４号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字丸山14番地の38
債務者　髙橋美喜子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１００号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺1311号
債務者　宮坂　裕子（旧姓須田）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３８号
名古屋市港区土古町１丁目34番地　新土古荘Ｔ―４棟202号
債務者　伊藤　和子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４９号
愛知県瀬戸市京町２丁目47番地　パレス京町Ⅱ607
債務者　髙坂　朝人
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７１号
名古屋市南区柴田町１丁目２番地の14
債務者　纐纈　光浩
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部